

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 V-3-2「その他の付随業務」等の取扱い (3)①</p> <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 III-4-2「その他付随業務」等の取扱い (3)①</p>	<p>「資金の貸付け等と同様の経済的効果を有する取引」と、現行法の「金銭の貸付け以外の取引に係る業務であって、金銭の貸付けと同視すべきもの(後略)」(銀行法施行規則第17条の3第2項第2号の2)の違いは何か。</p>	<p>前者は経済的効果に着目しているところ、後者はそれに限定されていませんが、今回の監督指針改正が銀行法施行規則第17条の3第2項第2号の2の解釈に影響を与えるものではありません。</p>
2	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 V-3-2「その他の付随業務」等の取扱い (3)①</p> <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 III-4-2「その他付随業務」等の取扱い (3)①</p>	<p>スクーク(イスラム債)、ムダラバ(匿名組合契約類似取引)、ムシャラカ(合弁事業類似取引)は、現行法下でも、「有価証券の売買」(銀行法第10条第2項第2号)として銀行本体に認められる余地があると解しているが、その理解でよいか。</p>	<p>「有価証券の売買」に該当する場合もあり得るものと考えられます。</p>
3	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 V-3-2「その他の付随業務」等の取扱い (3)①</p> <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 III-4-2「その他付随業務」等の取扱い (3)①</p>	<p>イスラム法に則った貸付けと同様の経済的効果を有する取引スキームの一環として、物品の売買に関し借入人の事務の代理行為が含まれている場合も、取り扱い可能と理解してよいか。</p>	<p>具体的内容にもよりますが、取引スキームの一環として借入人の事務の代理行為を行うことは一般的には可能と考えられます。</p>

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
4	「主要行等向けの総合的な監督指針(本編) V-3-2「その他の付随業務」等の取扱い (3)①イ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 III-4-2「その他付随業務」等の取扱い (3)①イ	イスラム金融商品であるコモディティ・ムラバハの銀行本体での取り扱いに関する記載、と認識しているが、当該認識は正しいか。	具体的な取引内容を監督指針に照らして判断する必要がありますが、想定している取引としてはご理解のとおりです。
5	「主要行等向けの総合的な監督指針(本編) V-3-2「その他の付随業務」等の取扱い (3)①イ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 III-4-2「その他付随業務」等の取扱い (3)①イ	例えば、契約書の中に、「資金の出し手(銀行)の商品売買に関する損失は資金の受け手が補償する」との文言がある場合、「当該商品の売買代金に係る信用リスク以外に商品に関するリスクを銀行が負担していないこと」との要件を充足すると考えてよいか。	契約上の手当ても必要と考えておりますが、契約当事者以外との関係で生じるリスクについても対応が必要となる場合もあるものと考えられます。
6	「主要行等向けの総合的な監督指針(本編) V-3-2「その他の付随業務」等の取扱い (3)①ロ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 III-4-2「その他付随業務」等の取扱い (3)①ロ	イスラム金融商品であるイジャラ、イステスナの銀行本体での取り扱いに関する記載、と認識しているが、当該認識は正しいか。	具体的な取引内容を監督指針に照らして判断する必要がありますが、想定している取引としてはご理解のとおりです。
7	「主要行等向けの総合的な監督指針(本編) V-3-2「その他の付随業務」等の取扱い (3)①ロ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 III-4-2「その他付随業務」等の取扱い (3)①ロ	銀行法第10条第1項第2号で行うことのできる取引の場合、物件の賃貸借を含む取引であったとしても、その経済的効果が資金の貸付けと同様であれば、同条第2項第18号の業務ではなく同条第1項第2号の業務として区分すべきであって、①ロ記載のような、同条第2項第18号(ファイナンスリース)の要件の充足を要求する必要はないのではないか。	銀行が営むことができる業務への該当性を判断する際には経済的効果だけでなく形式も考慮する必要があり、経済的効果が資金の貸付けと同様であったとしても、物件の賃貸借の形式を有する場合には銀行法第10条第2項第18号の要件を充足する必要があります。

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
8	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 V-3-2「その他の付随業務」等の取扱い (3)①ハ</p> <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 III-4-2「その他付随業務」等の取扱い (3)①ハ</p>	<p>イスラム金融商品であるムシャラカ、ムダラバの銀行本体での取り扱いに関する記載、と認識しているが、当該認識は正しいか。</p>	<p>具体的な取引内容を監督指針に照らして判断する必要がありますが、想定している取引としてはご理解のとおりです。</p>
9	<p>「主要行等向けの総合的な監督指針(本編)」 V-3-2「その他の付随業務」等の取扱い (3)②</p> <p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)」 III-4-2「その他付随業務」等の取扱い (3)②</p>	<p>イスラム法に則った預金の受入れと同様の経済的効果を有する取引スキームの一環として、物品の売買に関し預金者の事務の代理行為が含まれている場合も、取り扱い可能と理解してよいか。</p>	<p>具体的内容にもよりますが、取引スキームの一環として預金者の事務の代理行為を行うことは一般的には可能と考えられます。</p>
10	その他	<p>本改正案は、現行法令の範囲内で取り扱いが可能な取引を明らかにするものであるが、その他の取引については、従来通り、別途個別に判断するとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
11	その他	<p>本件改正案は、利息の受領等を禁じるイスラム教等に配慮するものと思われまます。 しかし、このような教義の趣旨は、余った資金を有する富める者が資金を求める貧しい者から利息を取り立てることが反倫理的である点にあると思います。ところが、本件のような取引は、利息の受領等と同様の経済的効果を有する利息の受領等と実質的に同じ取引であって、前記のような教義の潜脱行為だと思います。 したがって、イスラム教等に配慮したいのであれば、本件のような教義の潜脱行為に我が国の銀行等が加担しないこととするべきだと思います。</p>	<p>今回の監督指針の改正は、銀行の健全性の維持等を目的とする銀行法の観点から、銀行が行うことのできる業務の範囲を明確化するものです。</p>